

記入要領

公的年金等受給者用

給付金の申請をされる方(児童扶養手当の支給要件に該当する方)の氏名等をご記入ください。

給付金の申請をされる方の公的年金の受給状況(年金の種類や基礎年金番号など)をご記入ください。

現在、公的年金を受給中・申請中・申請すれば受給可能な場合は、「受けられることができる」にチェック(✓)してください。

令和5年3月分の児童扶養手当の支給要件に該当する(給付金の対象となる)児童の氏名等をご記入ください。

令和5年4月以後に出生した児童や平成17年4月1日以前に出生した(障がいのある児童の場合は平成15年4月1日以前に出生した)児童は対象外となりますので、記入しないでください。

「ひとり親世帯以外の子育て世帯給付金」の対象となった児童は対象外となりますので、記入しないでください。

同居する配偶者または申請者と生計を同じくする扶養義務者(同居している直系血族)がいる場合は、氏名等をご記入ください。

対象児童数には、「2.監護等児童」に記入された児童の人数をご記入ください。

申請額・請求額には、対象児童数に5万円を乗じた金額をご記入ください。

様式第3号(第7条関係)

公的年金給付等受給者用

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)

支給市区町村

熊本市長 宛

市
受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1.申請・請求者

(フリガナ) 氏名	性別 <input checked="" type="radio"/> 男	生年月日 昭和 平成 ○年 ○月 ○日	現住所 〒〇〇〇-〇〇〇 熊本〇区 町〇丁目〇番〇号 電話 〇〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇	記入日 令和5年〇月〇日
個人番号(マイナンバー)				
公的年金受給状況		基礎年金番号 年金コード 〇〇〇〇〇〇〇〇	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況 受けられることがある(種類: 年金) 支給停止 (種類:) 受けられることがない	
<input checked="" type="checkbox"/> 受けられることがある(種類: 年金) 支給停止 (種類:) 受けられることがない		受けられることがある(種類:) 支給停止 (種類:) 受けられることない	<input checked="" type="checkbox"/> 受けられることがある(種類:) 支給停止 (種類:) <input checked="" type="checkbox"/> 受けられることない	

「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。)」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。)」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。)」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。

「受けられることがある」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けられる状態にあるときをいいます。

2.監護等児童

令和5年2月28日時点で児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	障害の有無	生年月日	同居、別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1			子 女	有	平成 令和 ○年 ○月 ○日	同居	
2			子 男	無	平成 令和 ○年 ○月 ○日	別居	市 町〇丁目〇番〇号
3					平成 令和 年 月 日		
4					平成 令和 年 月		
5					平成 令和 年 月		

「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監育することをいいます。

18歳到達後最初の3月31日が令和5年3月31日以降である児童又は令和5年3月時点において「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。なお、添付してください。

「監護等児童」の住所が市外の場合は、当該児童の住民票(続柄入り:発行日から1か月以内のもの)が必要になります。

3.配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏名	公的年金受給の有無
配偶者		有・無
扶養義務者		有・ <input checked="" type="radio"/> 無
扶養義務者		有・無

扶養義務者は、申請者と生計を同じくしている(又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

4.申請額・請求額

対象児童数 2 人 申請額・請求額 100,000 円

給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2.監護等児童」に記入された児童の人数になります。

申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合 : 50,000円 × 3人 = 150,000円

(次ページも必ずご確認ください。)

記入要領

児童扶養手当の支給要件について、該当する要件にチェック(✓)を入れてください。

どの要件に該当するか判断
がつかない場合は、コールセ
ンター（096-328-7333）にお
問い合わせください。

金融機関の口座情報を記入した上で、振込先金融機関口座確認書類(通帳の写し等)を添付してください。

「1. 申請・請求者」名義の
口座に限ります。

誓約・同意事項を確認の上、
全てのチェック欄()にチェック(✓)を入れてください。

**1つでも誓約・同意(チェック
✓)が欠けた場合は、給付金
の振込みができませんので、
ご注意ください。**

提出書類を確認の上、ご準備ください。(申請書の各項目の欄に提出書類が記載してある場合がありますので、再度ご確認ください。)

詳しくは、別紙「提出書類
チェックシート(ひとり親世帯
分)」をご確認ください。

必要に応じて、こちらに記載がない書類をご用意していただく場合があります。予めご了承ください。

以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)
※既に、児童扶養手当の受給資格について熊本市の認定を受けている場合は不要です。

支給要件	
<input checked="" type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が死亡した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が障害の状態にある児童
<input type="checkbox"/>	父または母の生死が明らかでない児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
<input type="checkbox"/>	父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父または母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。

*「遺棄」とは、父または母が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいいます。

6. 受取方法

指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

* ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】(各

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金(ひとり親世帯分)」)

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)以外・給付金(ひとり親世帯分)というの)の支給要件に該当します。
 - 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を受給済みではありません(受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返金します)。
 - 給付金(ひとり親世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、熊本市が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
 - 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
 - この申請書は、熊本市において支給決定をした後は、給付金(ひとり親世帯分)の請求書として取り扱います。
 - 熊本市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せざ、かつ、令和6年3月10日までに、熊本市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯分)が支給されないことに同意します。
 - 給付金(ひとり親世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。
 - 既に他の市町村等で給付金(ひとり親世帯分)を受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。
 - 給付金の請求に関する一切の権限を熊本市こども支援課長に委任します。

提出畫類

- 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)
申請書(請求書)』(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
 - 『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)のいずれかをご用意ください。
 - 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
※ ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」を確認できる通帳見開きの写し(コピー)をご用意ください。
 - 『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』
※ 戸籍謄本(発行から1ヶ月以内のもの)をご用意ください(既に児童扶養手当の受給資格について熊本市の認定を受けている場合は不要です。)。(「2. 監護等児童」及び「5. 児童扶養手当の支給要件」において、障害の状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類を添付してください。)
 - 『簡単な収入(所得)額の申立書』(別紙様式第4号)
※ 申立てを行なう収入(所得)に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類を添付してください。

「簡易な収入(所得)額の申立書」には、申請者本人用と扶養義務者等用の2種類あります。申請者と生計を同じくする(同居している)扶養義務者がいる場合は、扶養義務者毎に扶養義務者等用の申立書が必要になります。

本人または扶養義務者のいずれかの収入額が基準額以上の場合、基準額以上の方の「簡易な所得額の申立書」も必要になります。(例えば、本人が**基準額以上**、扶養義務者が**基準額未満**の場合は、**本人は「簡易な収入額の申立書」と「簡易な所得額の申立書」が必要になり、扶養義務者は「簡易な収入額の申立書」が必要になります**。)